《論 文》

都市政策思想のグローバルな新展開と 日本のサステイナブル・シティ

—— 国連 SDGs とニュー・アーバン・アジェンダの視座からの照射 ——

長 岡 延 孝

1 はじめに

我々の生産・消費生活とその場としての都市空間とは切り離すことができない。都市空間は豊かさを生む源泉である反面,格差の拡大や環境問題の原因にもなっている。実際,都市人口は2007年頃に世界人口の半数に達し,2030年には6割に達すると予測されている。都市は経済成長の源泉として世界のGDPの約6割を生産している反面,環境負荷の点では世界の炭素排出量の約7割,資源使用の約6割を占めている。サステイナブルな地球の未来は,都市空間を軸にした取組の成否に係っていると言っても過言ではない。

総じてどの研究分野においても都市論は関心の高いテーマであり,多数の論者による斬新な議論の展開が見られ,国連もその影響を受けて都市政策の進化を促進している 2 。近年特に注目されるのは,2030アジェンダの SDGs(目標 11) 3 と,国連人間居住会議 4 (ハビタット 4)で採択されたニュー・アーバン・アジェンダ (The New Urban Agenda, NUA) 4)であり,双方とも 4 21世紀の都市創造に向けた政策上の指針を提供している。日本では SDGs の関心も高く,目標 4 11(都市と居住)に基づく取組も進んでおり,政府も地域政策として環境未来都市構想事業を走らせている。ただそれに比べ,「都市への権利 4 1(right to the city)」をビジョンに据えた NUA に関連する議論は低調の様に思われる。

そこで本稿では、SDGs 目標11とハビタットの土台をなす都市政策思想の特徴や重要性を明らかにし、次にこれらを羅針盤として日本のサステイナブル・シティ政策の特性と課題を検討したい。NUA には都市計画上の技術的な内容も含まれるが、本稿ではむしろ政策思想・思潮に注目をして考察を進める。環境未来都市構想に関する研究は既にあるが、2018年開始のSDGs 未来都市については、立ち上げから間もないため研究はさほど多くない。しかも、背景としての都市政策思想を含めた議論は殆ど見当たらないことから、グローバルな視座からの検討・評価は有意義であると思われる。

本稿の前半では、都市政策思想の発展と国際社会での取組を中心的に取り扱う。即ち第2節でハビタットの宣言の分析を通じて政策観の変化を確認し、第3節でSDGs 目標11と NUA の内容を検討する。第4節ではそれらの背景をなす現代都市論について議論する。最後に、日本のサステイナブル・シティの展開と特性について考察する。

2 バンクーバー宣言からイスタンブール宣言へ

現在既に世界人口の過半が都市に居住し、2050年には約3分の2に達すると予測されている。しかし、都市の抱える課題は少なくなく、しばしば「都市の危機」とも称される。消費社会で都市住民は多大な利便性を享受している反面、多くの課題にも直面している。また、先進国と途上国とでは、一口に都市問題と言っても性質が大いに異なり、一国内でもメトロポリタンと地方都市では同じではない。第2次大戦後の都市化に伴って多くの課題が生じ、都市が諸問題の温床となっていった。途上国の首位都市では人口が急増することでスラム化、混雑、環境悪化を引き起こす一方、先進国の大都市では中心部の都市衰退が始まった。こうした複雑な課題をめぐり、華々しい議論が戦わされてきた。

西欧でも戦後復興で豊かな社会が出現する一方で、社会変容の結果、多くの矛盾が諸都市に滞積するようになった。貧困や格差、失業、犯罪、スラム化といった「都市の危機」と呼ばれる事態である。これらに直面して1960年代末から都市闘争が噴出し、学問の分野でもこれに呼応する変化が生じた。例えば都市社会学では、従来の主流派であったシカゴ学派都市論に対して、新都市社会学が興隆することになる。伝統的都市論が全体的、システム的視野を喪失していると批判した後者は、都市空間に生起する問題や闘争を、当時再興しつつあった国家論や階級論と呼応させて問題提起を行った。社会学者の吉原によれば、新都市社会学には、フランス・マルクス主義、ネオ・ウェーバー主義、アメリカ・ラディカルなどの多様な潮流が認められ、M・カステル、A・トゥレーヌ、E・マンデルといった著名な論者がそれに相当するという(吉原 1986)。さらに、D・ハーヴェイもS・サッセンもこれに連なると見てよいであろう。

なかでも、近年、再評価されている論者は、フランスの哲学者 H・ルフェーブルである。 彼は第 2 次世界大戦後の都市が市場主義によって浸食されていることを憂慮していた。彼はマルクスの資本主義的生産様式の階級論を都市現象に適用し、都市空間を社会的な諸関係の反映する場、再生産される場とみなした。彼の都市思想は今世紀になり再評価され、新たな光が当てられている。これについては、後でもう一度論じることにする。

近代都市計画の分野において強い指導力を発揮した思想家は、言うまでもなくモダニズム建築の巨匠ル・コルビュジエである。即ち、1933年にアテネで近代建築国際会議(CIAM)が開催され、そこで採択された「アテネ憲章」は彼の影響を強く受け、機能主義的な都市像が都市計画の支流となった(Mehaffy and Haas 2020)。これは彼の「輝く都市」理念に基づき、都市の諸機能を住む、働く、憩う(レクリエーション)、移動する(交通)、という4つの役割に帰着させ、都市計画はこれらを合理的に設計するべきであると主張した。それ以降、機能主義が世界の都市計画を席巻し、その後地球環境問題や住民参加等の新たな課題を踏まえて、1998年には新アテネ憲章が採択されることになる。そうして各種の都市施設は、これらの機能を果たせるべく計画、整備されてきた。厳格に捉えた機能主義では、都市は各部品を調整、統合しつつ機能する精巧な機械のごとく捉えられ、CIAMのビジョンは、その後の米国やその他の国の発展において、指導的原理となっていった。

しかし、1960年代に入ると、アテネ憲章とル・コルビュジエのモダニズムは、様々な批判を

受けることになる。ストックホルム王立工科大学のM・メハフィーらはその流れを整理している (Mehaffy and Haas 2018)。即ち,まず構造主義的建築論から,憲章は人間生活や居住者間の複雑な関係を軽視していると批判が提出され,住民も都市環境の重要な創造者であるという提起がなされた。こうした中,1961年にJ・ジェイコブズによる名著が出版された(ジェイコブズ 原書1961)。彼女によれば,機能主義の思想は驚くべき明晰性,簡素性,調和性を持っており,秩序だって可視的であり理解しやすくもある。しかしながら,それは都市が実際どの様に動いているものなのかを理解していない。つまり,都市の場末で日々活動している人々の繋がり,相互の諸関係が過小評価されているとし,アテネ憲章に則った都市の再開発の時代にあって,本来の多様性と混在性を強く擁護したのである。同様に,「パタンランゲージ」で知られる C・アレグザンダーも都市の格子状的な社会関係を重視し,望まれる都市とはそれを利用する人々の手によって創造され進化するものと主張した。彼らの主張は都市計画思想に大きな影響を与え,ニュー・アーバニズム運動に繋がっていった。

ところで、都市化の課題解決を迫られた国際社会は、1976年にバンクーバーで国連人間居住会議(The United Nations Human Settlements Program, or UN-Habitat)を開催した。都市・居住問題は1972年のストックホルム人間環境会議では十分に取り扱えなかった課題である。ハビタットは加盟国政府、地方公共団体、国際機関、各種 NGO などが集う会議となり、20年ごとに開催されてきた 50 。バンクーバー会議に続き、第 2 回は1996年にトルコのイスタンブールで、第 3 回は2016年にエクアドルのキトで開催された。

各回の議論と成果文書は、その時々の社会経済的背景の下で、都市計画・建築思想の影響を受けるとともに、現実の都市政策に影響を与えてきた。ポリティカル・エコノミーの潮流に着目すると、バンクーバー会議時は戦後の高成長を実現させた「フォード主義蓄積体制」がオイルショックによって危機に陥った直後であり、結果的に先進国、ラテンアメリカ、サブサハラ地域における製造業の衰退が進んだ(Schindler 2017)。代わって、多国籍企業が生産拠点をアジアの途上国に移転させ、新たな国際分業が加速、拡大していった。都市の発展もその影響を受け、製造業に依存してきた欧米諸都市の衰退が加速し、脱工業化に適応する必要に迫られた。こうして東アジアの諸都市が急成長する反面、他の途上国都市や従来都市では経済的困難に直面していった。

バンクーバー宣言は国際経済秩序が公正ではないと認識し、1974年の国連資源特別総会で採択された新国際経済秩序(NIEO)の実施を掲げた。そして国家または政府を意味する用語が10回以上も登場することからも伺える様に、都市問題解決に向けた国民国家の積極的な役割に期待をかけていた。具体的には、第2節「一般諸原則」のパラグラフ10で、「土地は人間の居住において最も根本的な要素の一つである。国家は土地の使用、所有、処分、保留を公的コントロール下に維持すべく必要な措置を取る権利を有している。各国家は、土地利用計画と規制を行う権利を持っている」と、改善する主体として中央政府の役割を重視している。こうして第1回会議では、フォーディズムの終焉と新国際経済秩序の問題意識の下、国民政府が主体となって過度の都市化を抑制し、人間的な暮らしを守ることが中心課題であった。

その後、ポリティカル・エコノミーの分野で新自由主義と新保守主義が台頭すると共に、冷

戦崩壊により世界秩序の大転換が発生した。この転換の過程で国家の経済的役割が縮小に向かい、市場システムの積極的な評価と、旧東側の世界市場への統合が始まった。機能する市場イデオロギーが喧伝され、国家はそれを整備・支援する姿勢に変わっていったのである。その結果、1996年の第2回会議では都市化を問題視するよりも、貧困解決へのポジティブな資源、手段とする姿勢へと転換した。また、当時の議論の底流にあったのは、悪化しつつあった気候変動であり、国連環境開発会議とアジェンダ21行動計画がハビタットIIの前提となった。

ハビタット Π は二つの課題に対応することが目的であった。つまり、ハビタット・アジェンダでは、一つには、主に途上国で衛生的な住居が不足しているとの認識の下、10億人を超える「全ての人に適切な住居」が実現できるべく務めることである。二つ目には、「都市化する世界における持続可能な住居の発展」であり、人権や基本的自由のため経済、社会、環境の発展が必要であるとの認識を示した 70 。

その結実としての宣言は次の様な特徴を持っていた。第1に,バンクーバー会議の際,都市は問題の要因と捉えられていたが,この会議ではむしろ問題解法の手段と見なされる様になった。即ち,パラグラフ2において「我々は都市や町を文明の中心地であり,経済,社会,文化,精神,科学の進歩を産み出すものと認識している」と述べた。第2に,短い宣言の中にも「持続可能」又は「環境」概念が随所にちりばめられていた(19か所)ことからも解るように,ローカル・アジェンダ21を受けて「持続可能な発展」概念が重要な基軸となった。第3に,前の宣言で多用されていた国家や中央政府の積極的な役割についての記述が減少した様に思われる。

第3回国連人間居住会議(ハビタットⅢ)は、2016年10月にエクアドルの首都キトで開催され、167か国から総勢3万6千人を超える参加者があった。採択されたNUAは、都市計画・都市政策における近年のグローバルな政策思潮を体現するものである。アジェンダに法的拘束力はないものの、政策担当者や関係諸主体が自主的かつ積極的にローカライズし、今後20年にわたって参照すべき青写真としての役割が期待される。この内容は次節で検討する。

付随的に述べるなら、ハビタットと連携しつつ、都市政策を議論する国際会議として世界都市フォーラム (World Urban Forum)が隔年で開催されている。2002年に始まった同フォーラムは2020年で10回を数え、政策立案者、地方政府の代表、NGO、専門家が意見交換する場となっている。同フォーラムの設置以来の基本課題は「持続可能な都市づくり」で一貫しており、コンパクト・シティ、高エネルギー効率な都市建設、都市内トリップの軽減等を中心に議論されてきた(野田順康 2019)。近年関心の高いトピックは、T・ピケッティの『21世紀の資本論』に刺激を受けた格差論、社会包摂論、レジリエンス、ジェンダー問題などである。

3 SDGs 目標11とハビタットⅢにみる都市政策ビジョン

2015年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で決議された。その中核の SDGs が国際社会の取組む目標となって、多くの主体による活動が繰り広げられている。アジェンダは「世界の変革」と「誰一人取り残さない」との理念に基づき、5つの $P(人間, 地球, 繁栄, 平和, パートナーシップ)を基本原則に掲げ、その下に17の目標、169のターゲットを置いた。社会包摂と環境保護が何よりも強調されているのである<math>^{80}$ 。

都市に関しては、アジェンダの「宣言」の部で人間生活の質にサステイナブルな都市が不可欠だと述べ(パラグラフ34)、SDGs に「都市と人間の居住地をインクルーシブ、安全、レジリエント、そして持続可能にする」と、独立した目標を掲げた。国連は国民国家を単位とした組織であるため、基本的にはその合意事項も国家が主体となる。とは言え、生活空間の社会包摂的な改善は普遍的な人権保障として必須であるため、都市・地方自治体と政府とが協力して進めねばならない(前文)。都市における生産活動が経済全体を大きく牽引し、また世界の公共投資の約4割をサブナショナル・レベルの公共団体が占めている。一方で、都市部における有害物質の排出や、エネルギー・資源消費面での環境負荷も極めて甚大である。この様に、目標11に取組むことは、SDGsの成否に大きく関わることになる。

また特定の目的への取組にあたって、他の目標・ターゲットとのネクサスに配慮することも 忘れてはならない。都市と住居の改善は、課題自体が多面的で複雑に絡み合っており、従って 対応すべき政策領域も政策主体も相互に関連したものになる。そのため、SDGs の諸目標と ターゲットの中にも、目標11に関連するものが多い。

国際社会学者の高橋華生子によれば、ミレニアム開発目標(MDGs)では掲げられなかった都市の課題が SDGs の目標に新設され、国際開発のメインストリームに位置付けられたと評価している。現在の都市化現象は特定の都市に人口が集中しており、とりわけ途上国の都市のキャパシティが実態に適応できていない。SDGs やハビタットでの思潮は、「土地利用や交通網、防災といった、より広範な都市計画の側面から統合的にアプローチする形がとられている」と言う(高橋華生子 2017)。そしてそれらの要素として、SDGs 目的11に公共交通機関(11.2)とパブリック・スペース(11.7)に関するターゲットが創設されたことに注目している。

ところで、ハビタット皿で採択された NUA は、2030アジェンダを上位目標として、今後20年間にわたる都市・居住問題の解決に向けた国際的な取組方針である。SDGs と同様、法的拘束力を持った文書ではなく、行動計画に沿った主体的な対応を求める道義的なものである。 NUA は二部に分かれ、175パラグラフ、48ページから成り立つ。第1部は「全ての人のための持続可能な都市及び人間居住に関するキト宣言(The Quito Declaration)」、第2部は「NUA のためのキト実施計画」である。キト宣言自体は簡潔なものであり、前文に続いて「我々の共通のビジョン」、「諸原則とコミットメント」、「行動の要請」の諸項目から構成されている。

宣言の前文では、ハビタットによる従来の取組にも拘らず、達成が不十分だったと認識し、 都市化のもたらす機会を持続可能な発展の原動力として利用する必要があるという。「共通の ビジョン」については次の様に宣言している。

「我々は、全ての人のための都市(cities for all)というビジョン、つまり都市と人間居住の平等な利用と享受というビジョンを共有する。それにより社会的包摂を推進し、現在世代と将来世代を問わず、全住民がいかなる差別も受けずに居住でき、公平かつ安全、健全で、アクセス可能で安価に利用できる、強靭なサステイナブル都市と人間居住を構築し、全ての人の繁栄と生活の質を築ける様にする。国や地方政府の中には、このビジョンを『都市への権利』として、法制度、政治宣言、憲章に明記しようとしていることに留意しておく」(パラグラフ11)。

続いて、より具体的な都市と人間居住を想定し、列挙しているので、それらの要点を示して

おく(パラグラフ13)。即ち、(a)適切な生活水準への権利として適切な居住を実現する、(b)市民の関与の下で安全で包摂的かつ緑豊かで質の高い公共空間を優先する、(c)女性と少女をエンパワーしてジェンダー平等を実現する、(d)構造改革、高い生産性、付加価値の高い活動、資源の効率化のために都市化を利用し成長を実現する、(e)行政的境界を越えた地域の機能を遂行し、国土発展のハブとして機能する、(f)年齢やジェンダーの視点に立って持続的、安全、アクセス可能な都市のモビリティを目指す、(g)自然・人的災害に対する強靭性を構築し、気候変動の緩和と適応力を高める、(h)エコシステム・水・自然生息地・生物多様性を保護、回復させ、消費と生産を持続可能なパターンに変えてゆく、である。

実施計画はさらにパラグラフ24から175まで続き、社会変革をもたらすコミットメント、効果的な実施、フォローアップから成っている。かなり詳細に提起しているが、重複している論点も散見される。

NUA は国際社会による各種合意を継承するものである。具体的には、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、ミレニアム宣言等はもちろんのこと(パラグラフ12)、加えて2030アジェンダ、アディスアベバ行動目標、パリ気候変動協定、仙台防災枠組、内陸開発途上国ウィーン行動計画、SIDS(小島嶼国開発途上国)国際会議成果文書、後発開発途上国イスタンブール行動計画などが主なものである(パラグラフ6)。

NUAの議論の際には、都市の持つ革新的な側面が重視され、これまで十分には取り上げられてこなかった諸課題に改めて焦点を当てた。国連大学のM・ガーシャゲンとL・ポーターは、そうした NUA の革新的な側面と批判について論じている(Garschagen and Porter 2018)。彼らによれば、積極的な面として次の6点を指摘している。① SDGs と同様に、途上国の都市に限らず、先進国を含む世界中の都市の課題に対応するものである。②都市化と都市の経済活動が包摂性を重視すべきであると力説している。③グローバルな環境保護政策をめぐって、国際機関や諸国家と並んで諸都市が積極的な役割を果たすべきだと強調した。④環境、経済、テロなどの危険を考慮し、都市の強靭性が重要な目標に掲げられた。⑤財政面では諸都市の予算だけでは不十分なので、アディスアベバ行動目標に示された国際社会による貢献が必要である。⑥都市ガバナンスと都市計画の改善が必要であると強調したことである。

他方で、ガーシャゲンらは、NUAの訴えるパラダイム・シフトは非現実であるとする批判をも紹介している。即ち、NUAで推奨される道具は、スマート・シティや指標に基づく管理といった、近代化パラダイムに則った技術管理型のアプローチである。こうした既に実施されてきた手法や政策指向では、特に途上国で持続可能な発展を導くことはできなかった、と批判されている。英国のD・サタースウェイトは、過去の2回のハビタットも各国政府や国際組織を大きく動かすことはなかったし、実際、都市住居も余り改善されなかったと懐疑的である。彼は、すでにSDGsやその他の国際的なアジェンダで表明されている事柄に対して、さらに長々しい諸目標やコミットメントを羅列する必要はなく、都市政策をSDGsの課題と結びつける、実現可能でより簡潔なアジェンダが望ましかったのではないかと批判的である(Satterthwaite 2018)。

NUA はより包括的な2030アジェンダを前提にしていると述べた。SDGs で都市と人間居住

の変革を掲げているのは目標11であるが、その実現の手段が比較的限定されていることから、NUA はそれを補足、敷衍するものとなっている。SDGs の中には、目標11以外に NUA と深く関連する目標が含まれている(表1参照)。

表 1: SDGs 諸目標(目標11以外)と関連するニュー・アーバン・アジェンダの課題

SDGs の目標	NUA の取組み課題
目標1:貧困の終息	あらゆる形態の貧困を根絶する
目標 2 :飢餓の終息	食の安全保障と栄養ニーズを都市・国土計画に組み込む
目標5:ジェンダー平等	同一(価値)労働同一賃金,差別の除去,権限拡大
目標7:エネルギー	現代的な再生可能エネルギーの促進、エネルギー効率化
目標 8 :持続的成長,雇用	持続可能な経済、ディーセント・ジョブの確保
目標 9:レジリエントなインフラ	物理的・社会的インフラへの全員のアクセス
目標12:持続可能な消費・生産	持続可能な消費・生産に転換、廃棄物削減と適正処理
目標13:気候変動	温室効果ガスと大気汚染物質の削減

(出所) 筆者作成。

また、ハビタットの提供する手引書によれば、目標11のターゲットと関連する他の目標及び NUA のパラグラフは次の通りである(表 2)。 NUA の諸課題も SDGs の諸目標と複雑なネクサスを形成している。ただし NUA では、諸課題が SDGs よりも多くのパラグラフに分散しており、やや冗長な印象を与えている。

表2:SDGs 目標11. その他の SDGs. ニュー・アーバン・アジェンダ間のネクサス

SDGs 目標11ターゲット	他の SDGs 目標	NUA のパラグラフ
11.1:住宅・基本サービス・スラム	1,3,4,5,6,7,10	31,32,33,34,46,61,70,99,107,108,110,112
11.2:輸送システム	1,2,8,9,13	48,50,54,113,114,115
11.3:参加型の計画・管理	16	29,39,40,41,42,92,149,155,156,157,160
11.4:文化遺産·自然遺産	4,5,10,12,13	38,63,66,121,122
11.5:災害	6,7,13,14,15	65,68,69,71,73,74,75,76,77,78,119,123
11.6: 大気・廃棄物	6,7,13,14,15	65,68,69,71,73,74,75,76,77,78,119,123
11.7:緑地・公共スペース	1,5,8,9	37,53,55,56,67,100,109
11.a:都市と周辺部との連携	10,16	87,88,89,90,91,158,159
11.b: 災害リスク管理	10,12,13,16,17	77,78,86,94,95,96,97,98

(出所) UN Habitat (2020a: 142).

市場機能の捉え方に注目すれば、キト宣言は政府主導の都市計画を重視したバンクーバー宣言と、市場優位の思潮を背景にしたイスタンブール宣言の間に位置する様に思われる。マンチェスター大学の都市開発論のS・シンドラーによれば、ハビタットⅢは環境面で気候変動問題がさらに悪化し、経済的にも2008年世界金融危機後の景気回復がままならない中で議論が展開した。しかも、国際的にも国内的にも未曾有の経済的格差が拡大していた。そうした状況下で、一方では都市は経済発展のエンジンであり、グローバルな課題解決のための適切な場となるが、他方で地球環境をさらに悪化させ、格差の拡大も促進するかも知れない。シンドラーは、現在

の都市はどちらに転ぶか分からない両刃の剣の状況にある。と指摘している(Schindler 2017)。

4 「都市への権利」とオープン・シティ論

「都市への権利」の主張は、先述した H・ルフェーブルが展開した思想であり、現在にも反響している。彼は、機能主義的都市計画が支配的となった都市において、伝統的な住民や労働者が立ち退きを余儀なくされる事態を非難した。機能主義の見地からすれば、都市は技術的な加工対象でしかなく、結果的に旧来の住民の自律的な社会的行為が抑圧されてしまう。理論的にはマルクスの使用・交換価値論を都市論に援用し、都市は物質的生産物というより使用価値自体であり、むしろ芸術作品に比すべきものである、と主張する(ルフェーブル 2011: 73)。都市は人間存在によるそれ自身の生産であり再生産に他ならない。パリのカルチェラタンに象徴される様に、中核に審美的性質が存続し、記念建造物だけでなく、伝統的な祝祭やプロムナード、消費生活、出会いの場の快適さ等が、その交換価値を上回っている。しかし、都市は伝統に固執するのではなく、進化してゆく。「都市への権利」は「変貌させられ、刷新された都市生活への権利」として定式化される(ルフェーブル 2011: 177)。こうして都市は確定され、閉じられた体系としては捉えられないという見解を示し、複数の他者によって書き換えられうるオープンエンドなテクストとして在るとも捉えられる(南後由和 2011)。

「都市への権利」あるいは「全ての人のための都市」の概念は、先述した様に、NUAにおける「共通のビジョン」の中核に位置付けられた(パラグラフ11)。国連ハビタットの調査報告書によれば、同権利は「全ての人々、特に社会的弱者や社会から取り残された人々が、都市のリソース、サービス、財への平等な機会とアクセスを持つべきであること」を意味する 10 。都市計画学の岡部は、NUAの策定過程において「都市への権利」、別言すれば「誰もが都市に居場所を持つ権利」が最大の論点となったと伝えている(岡部 2017)。実は、キト会議の準備会合においても、これは議論の的になっていた。

ハビタットのポリシー・ペーパーは、それまでの会議やアジェンダを以てしても都市の重大課題を解決できなかった、という反省の上に立っている。その打開のため、人権概念を都市と人間居住に積極的に敷衍させることを通じて、また多様な非西欧的価値観の重視を基礎に、新パラダイムを見出して課題解決に導こうと考えた¹¹⁾。

ペーパーの提言では、「都市とは生活の質にとって本質的な共有財」であるとし、「都市への権利」とは「現在と将来の全住民が公正、包摂的、サステイナブルな都市に居場所を持って利用、生産する権利である」と定義した(UN Conference on Housing and Sustainable Urban Development 2017: 26)。これが都市進化の新パラダイムの基礎に置かれるべきであり、都市化による課題、貧困の削減、社会的排除、環境上のリスクなどに対処してゆく必要性を訴えた。そして、空間的に公正な資源分配(物質的次元)、政治的包摂性(政治的次元)、社会的・経済的・文化的多様性(シンボリックな次元)という3側面から検討された。なお同権利は普遍的な人権概念に基づいているために、都市部だけでなく村落の居住にも適用されるべきものである。

「都市への権利」論自体は哲学的な議論を経てきた概念とはいえ、ラテン的な諸都市では現実的な根拠を持っていることも忘れてはならない(UN Conference on Housing and Sustainable

Urban Development 2017: 52)。例えばブラジルでは、幅広い社会運動の要求によって制定された都市法でこれが認められ、憲法にも組み入れられた。エクアドルでも憲法第30条や第31条などで「自然への権利」、「都市を享受する権利」が規定されている。同権利はメキシコシティの都市法にも定められていて、例えば、米国を目指す中南米からの移動民が市内を通過する際、同法に基づき地元政府が援助を提供している(UN-Habitat 2020b: 訳18)。もちろん、「都市への権利に関する世界憲章」といったグローバル・レベルの協約にも明確に刻み込まれている。

ハビタットⅢでは各国の立場や姿勢の違いも見られ、同権利の導入にラテンアメリカの国々は賛成したが、欧米や日本は消極的であった。都市計画論者の岡部によれば、「居場所があるということは、第1にそこに人が安心して居続けられることであるが、物理的に居られることにとどまらず、都市における営為の自由が公平に認められていることを意味する」。「都市への権利」概念は、ラテンアメリカ諸国では都市問題に取組む際の拠り所となっているが、日本、西欧、米国などではまだほとんど議論されていない概念である。と指摘している(岡部 2017)。

近代都市の完結体系に疑問を呈するもう一つの主張は、オープン・シティ論である。その最も雄弁な論者はロンドン政治経済学院のリチャード・セネットである¹²⁾。やはり彼も、ル・コルビュジエ主導の現代都市は、物理的形式でも社会的機能の側面でも過剰決定という欠点を持っている、と批判する。そして、彼の計画思想を「ディストピア」と断罪し、むしろ都市の時間感覚を取り戻し、未来に向かうプロセスとして理解すべきだと主張している。代わりに彼が掲げるオープン・シティのシステム的要素は、次の3点である。第1は、通過できる領域としての都市である。西欧中世都市は堅固な城壁で囲われていたとはいえ、城壁の両側には家が立ち並び、そこにインフォーマルな市場があり、異教徒や被追放者などが集まってきていた。都市の境界は、例えて言えば、多孔性の細胞膜の様に内外の区別が明確ではない様にすべきである。第2に、特に建築物について、不完全な形態を取るべきである。一般に不完全性は建築にとって望ましくないものとされるが、都市全体の構造や構成と調和させていけば、その不完全な点は取り除かれ、絵体的に統一感が生まれる。第3に、ダーウィンが進化を、成長プロセスにおける均衡と不均衡の絶えざる闘争として理解した様に、オープン・システムとは葛藤と不協和音を含みつつ発展するものである。この様に彼は、生物学的、進化論的なメタファーを多く利用している。

都市に公共空間を作ることを「多孔質化」と呼んでいるが、公園、広場、遊歩道はもちろんのこと、稠密な市街地に空間を設けることによって市民の憩いと語らい、交流、コミュニティの発展の契機となりうる。世界のまちには伝統的にはこうした空間が今も存続、機能しているし、コミュニティの声を反映させて計画的に公共空間を創出している都市もある。例えばバルセロナは、住民のための空間を取り戻すため、複数の街区を一ブロックと捉えて、自動車の乗り入れを制限し、良好な環境と市民の安全を確保しようとする「スーパーブロック計画」を実行している¹³⁾。これはルースなコモンズ概念の拡大と捉えることもできよう。

1980年代の新自由主義の規制緩和と金融資本主義を背景に、20世紀末頃から都市政府が企業主義的な傾向を帯び、民間ディベロッパーによる投資を梃子に衰退地区の都市更新が進められてきた。情報化社会とイノベーションを重視する、R・フロリダの創造階級・創造都市論もそ

れを後押しした。いわゆるジェントリフィケーションであるが、これは都市再開発をめぐる最も 替否の分かれる論点の一つであり、これまで多くの論争と研究が積み上げられてきた¹⁴⁾。

この型の都市更新を簡便なモデルとして示すなら、次の様になるだろう¹⁵⁾。第1段階として、都市の荒廃地区において、賃料の安さや建物の広さに惹かれて新規事業を始める若者や創造的な芸術家が集住し始める。多様性を高める当該地区はファッショナブルになり、雇用も生まれイメージが好転する。次の段階では、そうしたクールな界隈では賃料と地代が上昇し始め、旧来の住民が立ち退かざるを得なくなる。また、当該地区に注目した民間ディベロッパーが新たに投資を行い、トレンディな街として生まれ変わらせ、中流階級が移り住むことになる。第3段階に、街区の庶民文化を体現してきた店、クラブ、レストランなどが常連客を失って廃業することにもなる。そして、小奇麗ではあるが無表情の個性の乏しい街並みが現れる。

ここで留意すべき点を2点ほど補足しておく。まず、ジェントリフィケーションは自治体によるスラム・クリアランス型の都市再開発ではなく、新自由主義の下での、地域との繋がりの薄い民間不動産ディベロッパー主体の開発である。また、産業構造の変化や都市更新によって住民のいわば水平的な移住が起きるというよりも、多くの場合、下層住宅地の高級化やマイノリティの周縁化といった階級的、又はエスニックな入れ替わりも含意されている。

慣れ親しんだ界隈の消滅をあれこれ懐かしむのは、感傷的な態度に過ぎないという非難もあろうが、SDGs や NUA の原則・観点に立ち返って、冷静に評価することが必要である。民間大資本主導の都市更新が、住民の築き上げてきたコンヴィヴィアルなコミュニティを動揺、崩壊させるとなれば、階級的、人種的な社会的緊張を孕むことになりかねない。ゲーテッド・コミュニティの様に陥らず、セグリゲートのない社会包摂的なまちづくりができるかどうか、が問われている。

NUAでも、都市の持続可能な開発にあたって、民間の経済活動と投資行動を拒否しているわけではない。例えば、パラグラフ133で「我々は、民間のビジネス活動、投資、イノベーションが生産性、包摂的な成長、雇用創出の主要な原動力であること、外国からの直接投資をはじめとする民間投資及び安定した国際金融システムが開発努力に欠かせない要素であることを認識しつつ、企業に対し、その創造性とイノベーションを都市地域における持続可能な開発の課題解決に適用するよう要請する」と期待を込めている。

しかし他方で、都市の計画的な発展を意図し、「我々は、スラムや不法居住地の改善を含む都市地域の再生、再活性化、改善を必要に応じて優先事項とし、質の高い建物や公共空間を供給し、全ての関連する利害関係者や居住者を取り込む総合的で参加型のアプローチを促進し、空間的・社会経済的な分離やジェントリフィケーションを避けると同時に、文化遺産を保全し、内在する都市のスプロール化を防ぎつつ、都市の計画的拡大、インフィルを促進する」(パラグラフ27)としている。NUA はスラムやインフォーマルな住区を破壊するのではなく、関係者と住民の参加の下でアップグレードすることが肝要であると言う(パラグラフ97)。

米国における都市更新をめぐっては、都市研究者の矢作が現地を調査して掘り下げている (矢作 2020: 第2章)。ニューヨークでは今世紀に入り、新自由主義的な都市行政が民間資本による都市開発を促進させた。即ち、ニュー・パブリック・マネジメント論の影響を受けた M・

ブルームバーグ市長(在任, 2002-13)が、市長を企業の CEO、行政をビジネス、市民を消費者 に譬え、市のブランディング・商品化に傾注することが市政であるとみなした(贅沢都市)。この都市更新の加速化は市の富裕化を実現させたとはいえ、ブルックリンでの帰趨のごとくまちのオリジナリティや形を抹殺してゆくものだ、と矢作は批判している。

西欧の主要都市の中で、住民側からジェントリフィケーションに最も対抗的な立場を取ってきたのはベルリンであろう(藤塚 2017: 第9章)。ドイツでは旧社会主義の大都市で、やはり都市の商業化と再開発が盛んになった。ベルリンではクロイツベルクに始まる都市更新によって、高級住宅の新設、オフィス・商業施設の誘致などが進み、創造的階級が移り住んだ半面、やはり家賃が高騰し、従来の住民には住みづらい都市へと変貌していった。それに反対する運動と左派連立政権の市議会によって、家賃の凍結や引き下げが決定されるなど、大資本の主導する都市開発に対して対抗措置が取られた 16 。ただし、家賃は州政府の権限ではないと異議が申し立てられ裁判が継続中で、社会的軋轢が増大している 17 。

5 日本のサステイナブル・シティ政策

ここからは、日本に目を転じて、都市・地域による環境対策・SDGs 政策の進展について整序し、これまで検討してきた都市思想のグローバルな動態に照らして、特徴と課題について考察する。その際、政府の環境未来都市構想を中心に検討する。というのも、各地でサステイナブル・シティ建設が熱心に行われているが、その多くがこの構想に参加しており、情報の集約も行われているからである。

地域における環境保全の取組は、国連リオ会議(1992年)とその行動計画アジェンダ21が契機となり、「グローバルに考え、ローカルで行動を」のスローガンが受容された。さらにハビタットIIが開催され、自治体の政策担当者の関心を引いた。地域レベルの環境保護は公害対策や環境改善面にとどまらず、当然、地域活性化策としても捉えられた。

政府の環境政策は石油危機以降の停滞期を経て、漸く今世紀に入って再起動した。即ち、2007年の安倍晋三元首相の「クールアース50」、それを受け継いだ福田康夫元首相の「福田ビジョン」が提案され、ポスト京都議定書の枠組み作りに一石を投じた。そして地域の低炭素化を進めるため、2008年「環境未来都市構想」を提出し、成功事例をモデルとして他に波及させようとした(後に成長戦略に組み込まれた)。

本構想の一環として、政府は環境モデル都市事業(2008年-2013年)を立ち上げ、大幅な温室効果ガス削減に挑む23の都市を指定した¹⁸⁾。これに環境未来都市(2010年)と SDGs 未来都市(2018年-)のプロジェクトが続くことになる。環境未来都市は資源・環境総体を視野に入れ、高齢化対策など社会的、経済的価値も追求するプロジェクトで、11の都市・地域が選定されたが、東日本大震災もあって採択都市は東北地方の東沿岸地域が多い。国連で2030アジェンダが採択されると、内閣府地方創生推進室は SDGs に果敢に取組む都市を選定する SDGs 未来都市の制度を立ち上げた。自治体の取組を回顧してみると、リオ地球サミット以降は低炭素都市が目標となったが、東日本大震災を契機にエネルギー安全が加わり、近年は SDGs に沿って環境・社会・経済の相互連関が意識されている(表3参照)。

政府の SDGs への対応は比較的迅速で、推進本部を設置して「SDGs 実施指針」を策定した。2030アジェンダの 5 原則を踏まえて、同指針は 8 つの優先課題、及び関係省庁から提出された 140項目にわたる施策を盛り込んだ¹⁹⁾。それらは、①あらゆる人々の活躍、②健康・長寿、③成長市場の創出・地域活性化・科学技術、④持続可能で強靭な国土とインフラ、⑤省エネ・再生可能エネルギー・気候変動対策・循環型社会、⑥生物多様性・森林・海洋の環境保全、⑦平和と安全・安心社会、⑧ SDGs 実施推進の体制と手段である。実施指針は2019年に改訂されて、ジェンダーと防災が付加された²⁰⁾。

国際社会レベル 国家レベル 自治体レベル 1992 国連環境開発会議 1993 環境基本法 1993 環境基本条例·基本計画 アジェンダ21 ローカル・アジェンダ21 1997 京都議定書採択 1999 温暖化防止活動推進センター 1998 地球温暖化対策推進法 2003 RPS 制度 2007 IPCC 第 4 次評価報告書 2007 クールアース50 (世界金融危機) 2008 京都議定書約束期間(-2012) 2008 福田ビジョン 2008 環境未来都市構想 2010 生物多様性条約 COP10 環境モデル都市 2010 成長戦略 ABS 名古屋議定書 (東日本大震災) 2010 環境未来都市 2015 国連2030アジェンダ(SDGs) 2012 電力固定価格買取制度 パリ協定 2014 まち・ひと・しごと創生法 2016 ハビタットⅢ 2016 SDGs 実施指針 2019 IPCC1.5℃報告書 2017 SDGs アクションプラン 2018 SDGs 未来都市 2021 IPCC 第 6 次評価報告書 2019 SDGs 実施指針改定 2021 ゼロカーボンシティ宣言

表3:気候変動を中心にした環境・SDGs 政策の時系列的動向

(出所) 筆者作成。

「SDGs 実施指針」の項目 5 「推進に向けた体制」において、公共セクターと民間セクターの垣根を超えた、様々なステークホールダーとの連携を強調している。即ち NPO・NGO、民間セクター、消費者、科学者コミュニティ、労働組合と並んで、地方自治体の果たす役割を重視している。そして全国の自治体及び地域で活動するステークホールダーの積極的な取組が不可欠であり、自治体は各種計画や戦略、方針の策定・改訂にあたっては、SDGs の要素を最大限反映させるよう奨励すると述べている。アベノミクスは地方創生をその一環として取り込み、その際に SDGs を主流化させようとした(ローカル・アベノミクス)。

SDGs 実施指針の 8 優先課題に対して推進される具体的な施策が「アクションプラン」である。そこで「日本の SDGs モデル」と称し、その 3 本柱として、①ビジネスとイノベーション (SDGs と連動する Society 5.0)、②地方創生及び強靭かつ環境に優しい街づくり、③次世代・女性のエンパワーメントが掲げられた 21 。この様に地方創生は主要な柱に位置付けられている。

政府は2014年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立ち上げ、官・民を繋ぐ「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」を発足させ、多くの会員数を誇っている²²⁾。内閣府地方創生推進事務局が主催した官民連携の優良事例に選ばれた団体も96あり、この面でも政府による地方創生の取組は果敢である²³⁾。この様に政府主導で次々に提起されているため複雑ではあるが、アドバイザーの村上周三(内閣府地方創生推進事務局座長)は、環境未来都市構想から SDGs

未来都市に至る政策の発展を次の様に整理している(村上 2019)。即ち,地方創生 SDGs に関連する政府の政策には,① SDGs 推進本部による SDGs 実施指針,及び②内閣官房による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に集約される二つの政策集合がある。SDGs 未来都市や官民連携プラットフォームなどの施策は、この二つの集合の重なる領域に位置付けられる。

環境未来都市構想において指定された自治体の取組はどうであろうか。環境未来都市と環境モデル都市に関する調査・研究は既にいくつか存在する。IGES(地球環境戦略研究機関)の藤野らの研究によれば、採択された都市の SDGs の目標 7 (エネルギー)と目標11(都市)に関する取組は多いが、貧困、ジェンダー、不平等については多くないことを指摘している。その理由として、環境未来都市は SDGs の視角を既に取り込んではいたが十分ではなく、またトップランナーの育成を目指していた点にあると指摘している(藤野・淺川 2017)。また、神戸大学の豊成らは、環境・社会・経済の3側面を横断的に評価している研究は殆どないとして、選定された都市のビジョンに含まれる諸指標を3分野に区分けし、各種データを用いて達成率を総合的に評価している。その結果、環境モデル都市の達成率は3側面の価値を整合的に創出できていないこと、また逆に環境未来都市の方は理想像としての機能を果たしているとの知見を述べている(豊成・田畑 2020)。

SDGs の17目標の下に169のターゲットがあるが、その現状を量的に把握するため国連は232のグローバル指標を設定した $^{24)}$ 。加えて、内閣府の検討会や関連組織が、これらを自治体の事情に合わせて測定可能なローカル指標を提案している $^{25)}$ 。そうした一連のゴール-ターゲットーグローバル指標-ローカル指標の体系に即して、各自治体の優位性や課題を検討できるよう整備されつつある。SDGs 未来都市の選定からさほど時間が経過していないが、これらの指標を利用した研究も行われている。例えば、総合地球環境学研究所の増原らは SDGs 未来都市の目標・指標設定を調査した結果、最も貢献が意図されたターゲットは17.17(パートナーシップ)と7.2(再生可能エネルギー)で、11.3(中小企業)と8.3(観光業)が続いている $^{26)}$ 。また環境モデル都市から取組を継続している自治体は、連携形成に加えインフラ改良の優先度が高いことも指摘している(増原・岩見・松井 2019)。

2018年から20年まで SDGs 未来都市に選定された全93都市について,内閣府の行った取組概要の集計があるので,これを参考に検討したい $^{27)}$ 。そのキーワード一覧(取組概要から)によって,どの分野に関心があるのか把握することができる。数多くのキーワードが並んでいるが,これらを連携と経済・社会・環境の3側面に分類して,取組んでいる自治体の数を示した(表4)。

分野	キーワード			
連携	広域連携,産官学金連携,認証制度,協議会,SDGs 拠点,啓発・情報	100		
経済	新産業,農林水産業振興,観光,人材育成,食材,Society5.0,SDGs 金融	101		
社会	移住、コンパクト・シティ、リビングラボ、健康・福祉・医療、防災、子育て、女性活躍、 多文化共生、国際連携	51		
環境	環境保全・生物多様性、脱炭素、エネルギー、水素、バイオマス、公共交通	88		

表 4: SDGs 未来都市の取組概要中のキーワード

⁽出所) 内閣府地方創生推進室(2020)「地方創生に向けた SDGs の推進について:参考資料: SDGs 未来都市の取組概要」。なお、取組概要に 複数のキーワードが含まれるため、SDGs 未来都市の数と一致しない。

これからだけでも、いくつかの傾向を読み取ることができる。第1に、パートナーシップ形成を別にすれば、地域経済振興への関心が最も高い。地域経済活性化は従来からの取組であることに加え、地方創生がアベノミクスの成長戦略の一環となったために、経済優先指向が強化されたものと推測される。第2に、環境モデル都市以来の歴史もあり、脱炭素やエネルギー等の環境保護への取組には依然熱心である。第3に、SDGsとNUAの文脈では社会包摂に力点が置かれているにも拘らず、社会的諸側面への関心が相対的に低い印象を与える。

確かに、「SDGs 実施指針」では包摂性を主要原則の一つに据え、人権の尊重、ジェンダー視点の主流化を掲げている。しかし、女性活躍を明示的に掲げて取組むのは鯖江市のみである。同市は女性活躍推進計画を策定し、暮らし・就業・社会意識等、多面的に活動している²⁸⁾。また、地域経済では労働力不足を補う外国人労働者が不可欠になっており、彼らとの共生と社会統合も極めて重大な課題である。ところが SDGs 未来都市で多文化共生を真正面から掲げるのは浜松市のみとなっており、総体として関心が薄いままである²⁹⁾。東海大学の万城目と朝日新聞の報告によれば、外国人技能実習生を割合として多く受け容れている100の自治体にアンケート調査した結果、その42%が、受け入れは企業の責任なので、基礎データとなる実習生の人数を把握していないと回答した³⁰⁾。外国人労働者の人権や労働者保護が、軽視されてきた社会課題にも拘らず自治体の関心が依然として低い、という実態が見えてくる。

6 結びに代えて:コロナ禍を経験した都市

本稿では、2030アジェンダ(目標11)と NUA の都市政策ビジョンの背景にある思想を検討し、その観点から日本の自治体の取組を照射してきた。これらは都市政策思潮の転換の下でグローバルに議論され、採択されたものであるが、日本ではさほど注目されていない。各都市には自己の個性と課題を見極め、グローバル・スタンダードをローカライズさせる取組が求められている。

世界の都市政策論では、「都市への権利」論とオープン・シティ論が議論を引き起こしつつ大きな潮流となっている。多くを私的領域に任せることなく、ルースな都市コモンズをボトム・アップで形成してゆくことが目指されている。その際、非西欧でのコミュニティ経験や議論が従来以上に参照されることになるであろう³¹⁾。

日本ではサステイナブル・シティ構築にあたり、政府の支援の下、各自治体が果敢に取組み、一定の成果も上げてきた。1990年代からの自治体の環境政策は、今や2030アジェンダ時代を迎え、ローカル SDGs の下で社会・経済とシンクロさせた活動となってきている。ただ、政府の強力なトップダウンは有効ではあるが、自治体側の指向とはやや齟齬がある様に見える。SDGs 未来都市プロジェクトが、アベノミクスの成長戦略に取り込まれたことも一因となって、地域経済発展が優先されており、逆に社会包摂面についての関心はやや薄いのではないだろうか。これとの関連で、「都市への権利」あるいは「誰もが都市に居場所を持てる権利」の視点は示唆に富み、外国人労働者、ワーキングプア、様々な格差、引きこもり等に対する、社会包摂面での更なる取組の必要性が理解されよう。

2020年に発生した新型コロナウィルスの蔓延は都市機能を麻痺させ、都市計画、労働形態、

コミュニティ,新技術など,多面的な再検討と再構築を要請している。都市の抱える課題と可能性は多様であり,本稿で検討できたことはその一部でしかない。例えば,スマート・シティ,クリエイティブ・シティ,コンパクト・シティ等,有望で関心の高まる新たな都市像については、改めて検討したい。

注

- 1) https://unstats.un.org/sdgs/report/2019/goal-11/ 2021年3月24日閲覧。
- 2) 都市概念に関して、SDGs で明示的な定義は与えられてはいない。他の国連文書でも、都市は多数の人々の集住する空間であるが、都市の国際的に認められた標準的な定義は存在しないと述べている。いくつかの定義としては、行政上の区分(固有の都市)、都会的集積(都市圏)、社会経済的な相互依存地域(大都市圏)などがある。基本的には二番目の都市圏が調査でも基本になる。人間居住が関心事の場合には、都市や町だけでなく村も念頭に置かれている。(https://www.un.org/en/events/citiesday/assets/pdf/the_worlds_cities_in_2018_data_booklet.pdf) 2021年3月26日閲覧。
- 3) UN General Assembly, 'Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development', A/RES/70/1, 21 October 2015.
- 4) UN General Assembly, 'Resolution adopted by the General Assembly on 23 December 2016: New Urban Agenda', A/RES/71/256, 25 January 2017. (https://www.un.org/en/development/desa/population/migration/generalassembly/docs/globalcompact/A_RES_71_256.pdf) 2021年 3 月25日閲覧。
- 5) https://habitat3.org/
- 6) UN-Habitat (1976), 'The Vancouver Declaration on Human Settlements', Nairobi, Kenya. (https://mirror.unhabitat.org/downloads/docs/TheVancouverDeclarationOnHumanSettlements.pdf) 2021年 3 月13日閲覧。
- 7) UN-Habitat (1996), 'Habitat Agenda and Istanbul Declaration'. (https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G96/025/00/PDF/G9602500.pdf?OpenElement) 2021年3月16日閲覧。
- 8) 簡便な情報としては蟹江(2020)を参照。
- 9) 2015年の第3回開発資金国際会議で合意をみたアディスアベバ行動目標については、外務省のHPを参照 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page22_002123.html)。
- 10) UN-Habitat (2020b: 18) 及び Global Platform for the Right to the City の HP(https://www.right2city.org/) を参照。
- 11) ハビタット会議に先立ち、2年間にわたり専門家による準備会合が持たれた。テーマ別のポリシー・ユニットは10に上り、その1で「都市への権利、全ての人のための都市」が議論された。それは都市計画、都市社会学、都市地理学、都市経済学、法学など多分野にわたる18人の専門家から構成され、多く非西欧の出身者や研究者であったことが注目される。また、女性が13人に上るなど、貧困、マイノリティ、インフォーマル・セクター等の課題に造詣の深い論者が多かった。
- 12) Sennett, Richard (2006), The Open City. (https://urbanage.lsecities.net/essays/the-open-city) 2021年 8 月15日閲覧。
- 13) Barcelona City Council (2011), Towards Superblock Barcelona. (https://ajuntament.barcelona.cat/premsa/wp-content/uploads/2020/11/201111-DOSSIER-Superilla-Barcelona-EN.pdf) 2021年8月22日閲覧。
- 14) これまでの研究動向については、藤塚(2017)第1章を参照。
- 15) David Bake, New Approaches to Gentrification, BBC, October 11, 2016. 矢作弘(2020: 63)は5段階に整理している。
- 16) Melissa Eddy, Berlin Freezes Rents for 5 Years in a Bid to Slow Gentrification, New York Times, 31 January 2020.
- Ruth Bender, German Court Kills Berlin's Radical Push to Limit Gentrification, Wall Street Journal, 15 April 2021.
- 18) https://future-city.go.jp/about/ 2021年8月18日閲覧。

- 19) 首相官邸持続可能な開発目標(SDGs)推進本部「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」平成28年12月22日。 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou1.pdf) 2021年3月4日閲覧。
- 20) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r011220.pdf 2021年3月2日閲覧。
- 21) SDGs 推進本部「SDGs アクションプラン2018」(2017) (https://www.kantei.go,jp/jp/singi/sdgs/pdf/actionplan2018.pdf) その後、アクションプランは毎年改定されている。2021年3月2日閲覧。
- 22) 会員数は4,558団体(地方公共団体874, 関係省庁13, 民間企業3,671)に上る(2021年1月末)。「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム会員数」(https://future-city.go.jp/data/pdf/platform/20210131_member.pdf) 2021年3月2日閲覧。
- 23) 「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム:官民連携事例一覧表」(https://future-city.go.jp/platform/download/data/case2020/all.pdf) 2021年 3 月 2 日閲覧。
- 24) United Nations (2017), Global Indicator Framework for the Sustainable Development Goals and Targets of the 2030 Agenda for Sustainable Development, A/RES/71/313, Annex. (https://undocs.org/A/RES/71/313) 2021年8月20日閲覧。
- 25) 自治体 SDGs 推進評価・調査検討会 (2019)「地方創生 SDGs ローカル指標リスト」 (https://www.chisou. go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/h30lwg1/shiryo1.pdf) 2021年 8 月20日閲覧。
- 26) 自治体の再生可能エネルギー政策の経緯と課題については、山下(2021)を参照。
- 27) 内閣府地方創生推進室(2020)「地方創生に向けた SDGs の推進について: SDGs 未来都市の取組概要」 (http://202.214.194.181/tiiki/kankyo/pdf/sdgs miraitoshi gaiyou ichiran.pdf) 2021年8月24日閲覧。
- 28) https://www.city.sabae.fukui.jp/about_city/shiminkyodo/danjokyodosankaku/danjyoplan2020.html 2021年8月31日閲覧。
- 29) https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/sdgs/index.html 2021年8月31日閲覧。
- 30) 朝日新聞朝刊, 2020年12月2日。
- 31) 城所哲夫(2008)「インフォーマルな市街化プロセス」Sustainable Urban Regeneration, Vol. 5. (http://www.urban.t.u-tokyo.ac.jp/kidokoro/sur05_013) 2021年8月31日閲覧。

参考文献

- Garschagen, M. and Porter, L. (2018), The New Urban Agenda: From Vision to Policy and Action, *Planning Theory & Practice*, 19(1).
- Mehaffy, M. W. and Haas, T. (2018), Engaging Informality in the New Urban Agenda, *Berkely Planning Journal*, 30 (1)
- Mehaffy, M. W. and Haas, T. (2020), New Urbanism in the New Urban Agenda: Threads of an Unfinished Reformation, *Urban Planning*, 5 (4).
- Satterthwaite, D. (2018), Will the New Urban Agenda Have Any Positive Influence on Governments and International Agencies?, *Planning Theory & Practice*, 19(1).
- Schindler, S. (2017), The New Urban Agenda in an Era of Unprecedented Global Challenges, *International Development Planning Review*, 39(4).
- UN Conference on Housing and Sustainable Urban Development (2017), *Habitat III Policy Papers: Policy Paper 1: The Right to the City and Cities for All*, UN. (https://uploads.habitat3.org/hb3/Habitat%20III%20Policy% 20Paper%201.pdf) 2021年8月31日閲覧。
- UN Habitat (2020a), *The New Urban Agenda Illustrated*, UN-Habitat. (https://unhabitat.org/sites/default/files/2020/12/nua_handbook_14dec2020_2.pdf) 2021年 3 月26日閲覧。
- UN-Habitat (2020b), World Cities Report: The Value of Sustainable Urbanization: Key Findings and Messages, UN-Habitat. (国連ハビタット (2020b) 『世界都市報告書2020:持続可能な都市化の価値』国連人間居住計画。)
- 藤野純一・淺川賢司(2017)「日本の地方自治体による SDGs の取組: SDGs 先行事例としての『環境未来都市』 構想」地球環境戦略研究機関(IFES)ディスカッションペーパー。

藤塚吉浩(2017)『ジェントリフィケーション』古今書院。

ジェイコブズ・I(原書1961: 訳書2010)『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会。

蟹江憲史(2020) 『SDGs:持続可能な開発目標』中央公論新社。

増原直樹・岩見麻子・松井孝典(2019)「地域における SDGs 達成に向けた取組と課題:先進地域における目標・ 指標設定の傾向」『環境情報科学学術研究論文集』33。

村上周三(2019)「地方創生 SDGs と自治体の活性化」『調査研究情報誌 ECPR』44。

南後由和(2011)「文庫解説」アンリ・ルフェーブル『都市への権利』筑摩書房、所収。

野田順康(2019)「世界都市フォーラムに見る都市政策の課題」『都市政策研究』20。

岡部明子(2017)「都市への権利: SDGs の示す『誰も置き去りにしない』世界のために」『世界』899, 2017年9月号。

ルフェーブル・H(2011)『都市への権利』 筑摩書房。

高橋華生子(2017)「持続可能な開発目標(SDGs)における都市像の検討:ゴール11の実現にかかる課題の考察」 『情報コミュニケーション学研究』17。

豊成春子・田畑智博(2020)「『環境未来都市』構想に関する取組の効果と課題に関する考察」『環境科学会誌』 33(6)。

矢作弘(2020)『都市危機のアメリカ:凋落と再生の現場を歩く』岩波書店。

山下英俊(2021)「地域コミュニティと再生可能エネルギー」『世界』948. 2021年9月号。

吉原直樹(1986)「現代都市論の新しい地平」吉原直樹・岩崎信彦編著『都市論のフロンティア:新都市社会学の挑戦』有斐閣,所収。

Keywords: SDGs 目標11, ニュー・アーバン・アジェンダ (NUA), 都市への権利, ハビタットⅢ, オープン・シティ, SDGs 未来都市